平成２９年（フ）第７０３号
京都府京田辺市河原平田23番地12　新田辺駅前ハイツ202
債務者　山田奈美枝
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７１５号
京都府宇治市槇島町北内52番地の４
債務者　北村　智子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３５号
和歌山県西牟婁郡白浜町矢田286番地の１、前住所和歌山県西牟婁郡白浜町日置600番地
債務者　小川　真吾
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第５１１号
広島市中区基町18番１―228号
債務者　萩山　浩二
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４４号
香川県高松市出作町262番地５　グランモア出作201
債務者　尾崎　　敦（旧名敦是）
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６９号
大阪府豊中市浜３丁目20番17号
債務者　酒井　　博
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４５６号
大阪市住之江区南港中４丁目２番16―1218号
内藤元三方
債務者　内藤　裕史
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６８６号
大阪市大正区泉尾７丁目12番１―701号
債務者　松尾　裕介
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９１９号
大阪市住吉区庭井２丁目５番７号、前住所大阪市住吉区苅田５丁目８番２―704号
債務者　西上　和代
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９３５号
大阪府東大阪市長田中１丁目３番25―303号、前住所大阪府東大阪市長田中１丁目２番18―302号
債務者　立木惠利子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０６５号
大阪市大正区南恩加島３丁目14番18号
債務者　尾方　　恵
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０７０号
大阪市西成区岸里２丁目９番14―105号
債務者　岡本　秋子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０７７号
大阪市東淀川区豊里１丁目８番13号カサミヤ203号
債務者　鈴木　哲也
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０８０号
大阪府寝屋川市香里北之町16番６―311号
債務者　渕上工務店こと　渕上　俊明
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０８１号
大阪府高槻市津之江北町32番９号
債務者　小川　義幸
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０８５号
大阪府豊中市永楽荘４丁目２番５号、前住所大阪府守口市東郷通３丁目９番30号
債務者　市川　郁枝
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５号
滋賀県長浜市田町175番地１　アルドーレＡ104号室
債務者　橋本　昌彦（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
山口県宇部市風呂ヶ迫町４番26―101号
債務者　吉田　正弘
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで　山口地方裁判所宇部支部